

第2編 都市の復興

第2章 地域協働復興

◎ 都市の復興と地域協働復興の関係

本章は、復興に当たって、地域住民等が「地域復興組織（復興まちづくり協議会）」を組織し、区とのパートナーシップで「地域協働の復興まちづくり」を進める場合に適用する。

地域復興組織が結成されない場合または復興を展開中に組織が解散する場合は、「第2編第1章第3節-3復興まちづくり計画」を適用し、説明会などによる行政主導の復興まちづくりを展開することになる。

しかし、行政主導でも、町会・自治会等のコミュニティが機能している場合は、本章の復興まちづくり計画作成以外の部分を準用し、まちづくりを進める。

第2章 第1節

復興への準備

被害概況の結果等をもとに、被災地域の町会・自治会等と区が復興まちづくりおよび時限的市街地（地域内仮設住宅、店舗等）の必要性を話し合い、復興まちづくり協議会設立の準備を行う。

手順として、被害概況調査→復興準備会→復興まちづくり協議会とする。

2章

1 復興準備会の立上げ

実施責任担当課	マニュアル更新担当課
まちづくり各課	都市計画課

家屋被害概況調査（P.104）の結果等をもとに、被災地域の町会・自治会等と復興まちづくりおよび時限的市街地（地域内仮設住宅、店舗等）の必要性を話し合う。

被災区域を対象に、町会・自治会、区職員が集まって話し合い、復興準備会を発足させる。

区から関連避難拠点に呼びかけ、復興準備会を開催することもできる。

一目で分かる! プロセスの概略

発災から 1週間以降	被災地域の町会・自治会等と復興の必要性を話し合う
2週間以降	被災区域を対象に復興の進め方を話し合う
2週間以降	復興準備会の発足を定める

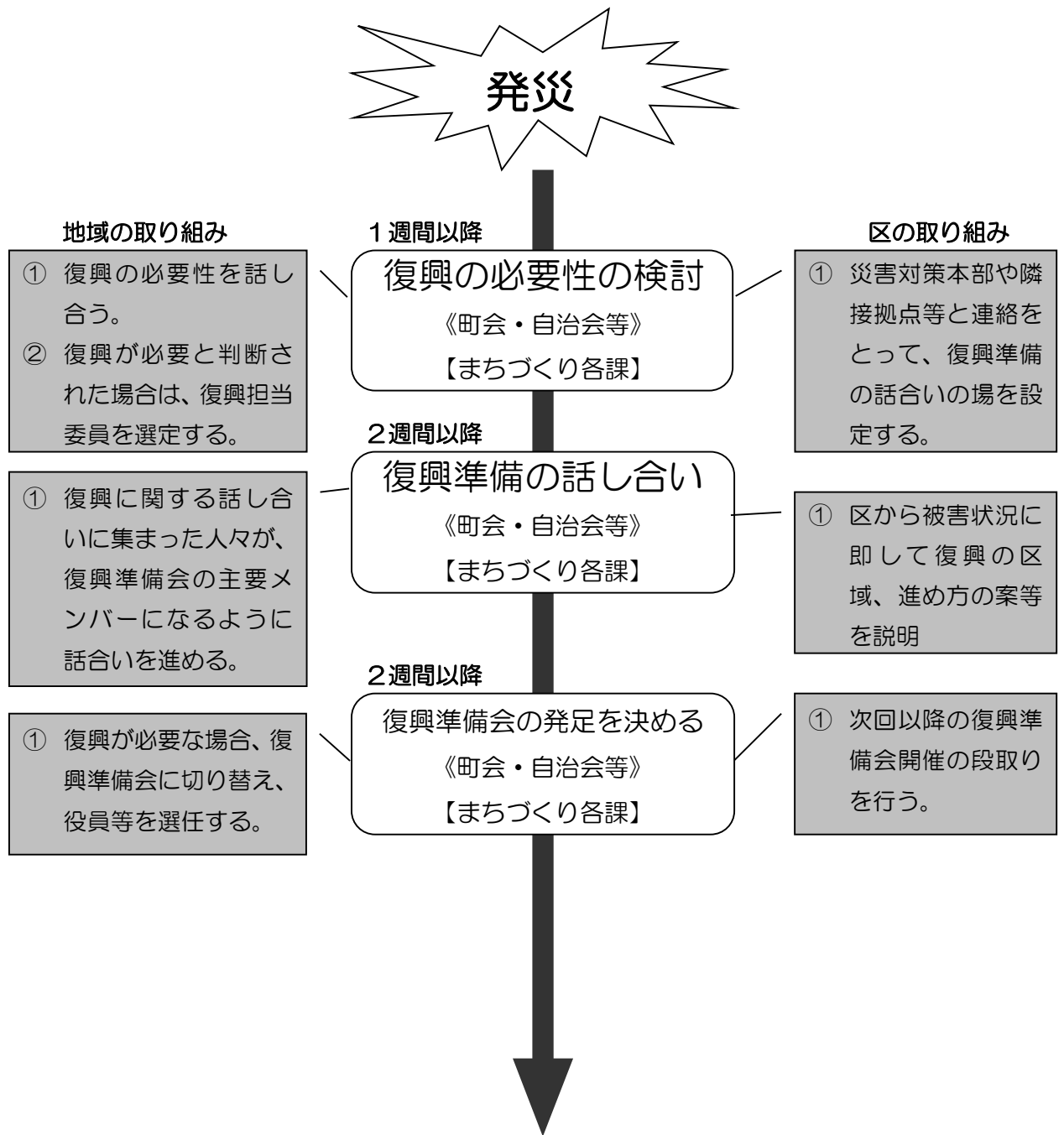
▲ 詳細な行動手順は次ページ、または巻末の資料編を参照

事前準備

留意事項

- 復興に関する話し合いに集まった人々が、復興準備会の主要メンバーになるように話し合いを進める。

◆行動の手順 (《○○》…地域、【○○】…区 斜体は災害対策本部の仕事。囲みなしは実施済みの項目)



この項に必要な物品	
・ 被害概況調査の結果	<input type="checkbox"/>
・	<input type="checkbox"/>
・	<input type="checkbox"/>
・	<input type="checkbox"/>
・	<input type="checkbox"/>
・	<input type="checkbox"/>
・	<input type="checkbox"/>

☆ <u>この項に関連する資料ページ</u>
・ 資料第 022-1 復興準備会の立ち上げ方針 資 125 ページ

2章

2 復興準備会と事前協議

実施責任担当課	マニュアル更新担当課
まちづくり各課	都市計画課

各地域組織（町会・自治会等）から推薦を得て、復興準備会を開催する。避難拠点内避難者、区域内在留者にも広報し、参加を妨げない。

準備会で、復興まちづくり協議会の構成等を話し合い、規約案を検討する。

従前にまちづくり条例に基づくまちづくり協議会がある場合は、復興準備会として、それを母体に復興まちづくり協議会を発足する。

一目で分かる! プロセスの概略

発災から 2週間前後	復興準備会の委員を追加募集する
2週間以降	復興準備会を開催する
2週間以降	復興まちづくり協議会の事前協議を行う

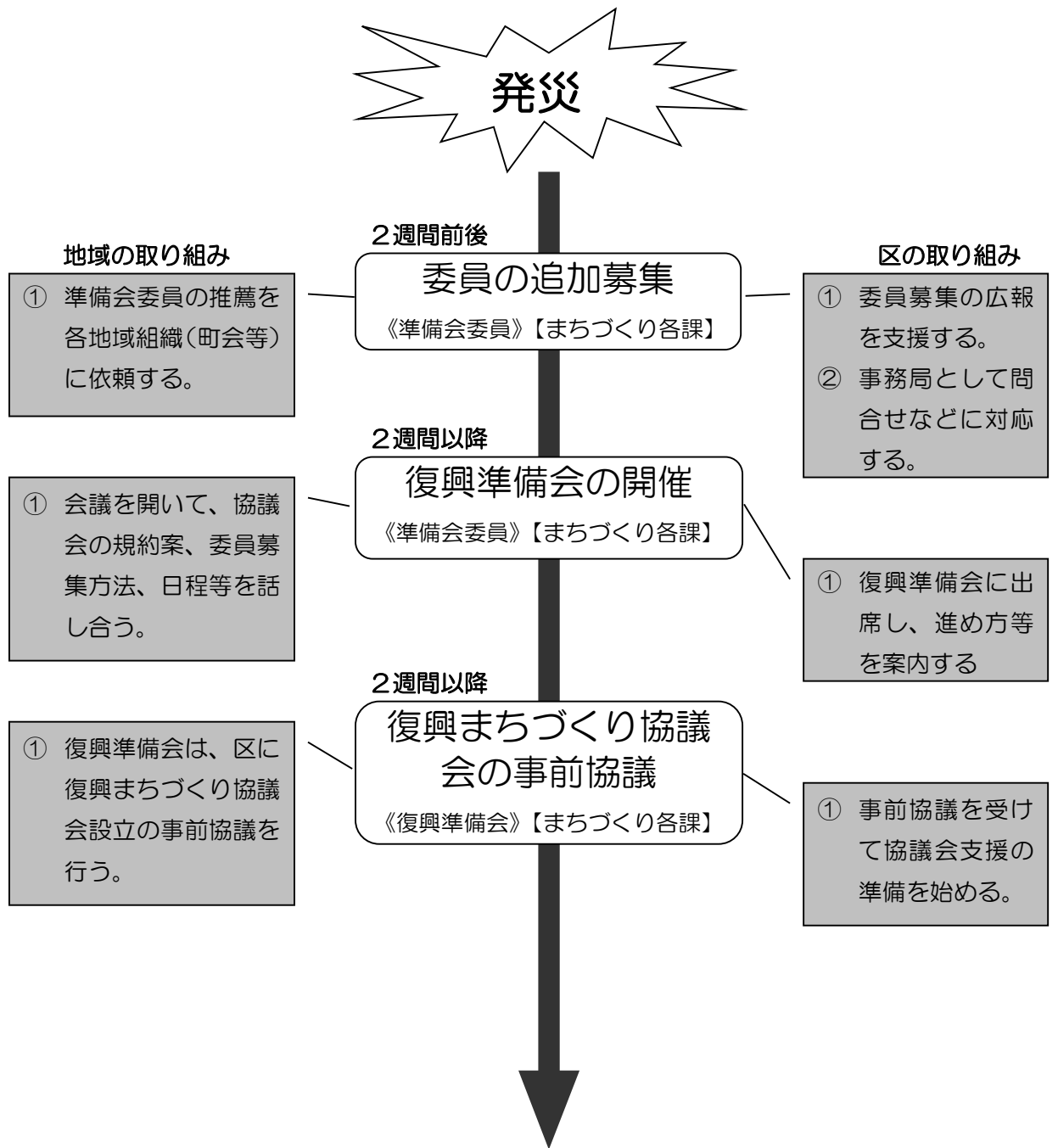
▲ 詳細な行動手順は次ページ、または巻末の資料編を参照

事前
準備

- 準備委員の募集方法を検討しておく。復興委員を呼びかける組織・団体をリストアップしておく。

留意
事項

◆行動の手順 (《○○》…地域、【○○】…区 斜体は災害対策本部の仕事。囲みなしは実施済みの項目)



- この項に必要な物品**
- ・ 準備会の開催通知
 - ・ 復興まちづくり協議会規約案
 - ・ 復興まちづくり協議会認定申請書
 - ・ 復興まちづくり協議会認定要件
 - ・
 - ・
 - ・

☆ この項に関連する資料ページ

- ・ 資料第 022-2 復興まちづくり協議会(地域復興組織)の規約案

資 126~127 ページ

第2章 第2節

復興まちづくり協議会の結成

復興準備会委員が中心になって、復興まちづくり協議会（以下「協議会」という。）を開催する。準備会メンバーを仮議長において進行し、規約の承認・役員の選出ができた時点で、進行を切り替える。

協議会で決定した規約等は、できるだけ早く協議会総会またはアンケート等により会員（地区住民）からの承認を得る。

規約案が成立したら、速やかに都市整備部等と意見交換の会を持つ。その時点での復興に関する方針案の検討状況や当該地区に関する復興計画策定状況の説明を受け、必要であれば協議会として意見具申等を行う。

2 章

1 復興まちづくり協議会の発足と認定

実施責任担当課	マニュアル更新担当課
まちづくり各課	都市計画課

準備会委員が集まって、規約、役員を検討したら協議会に切り替え、復興まちづくり協議会を発足させる。

復興まちづくり協議会の総会終了後、区長に協議会の認定を申請する。

協議会で決定した規約等は、できるだけ早く協議会総会、もしくはアンケート等により会員（地区住民）からの承認を得る。

一目で分かる! プロセスの概略

発災から 1 か月	協議会を開き、規約等を定める
1 か月前後	協議会の認定申請を行う
2、3 か月前後	協議会総会を開催する

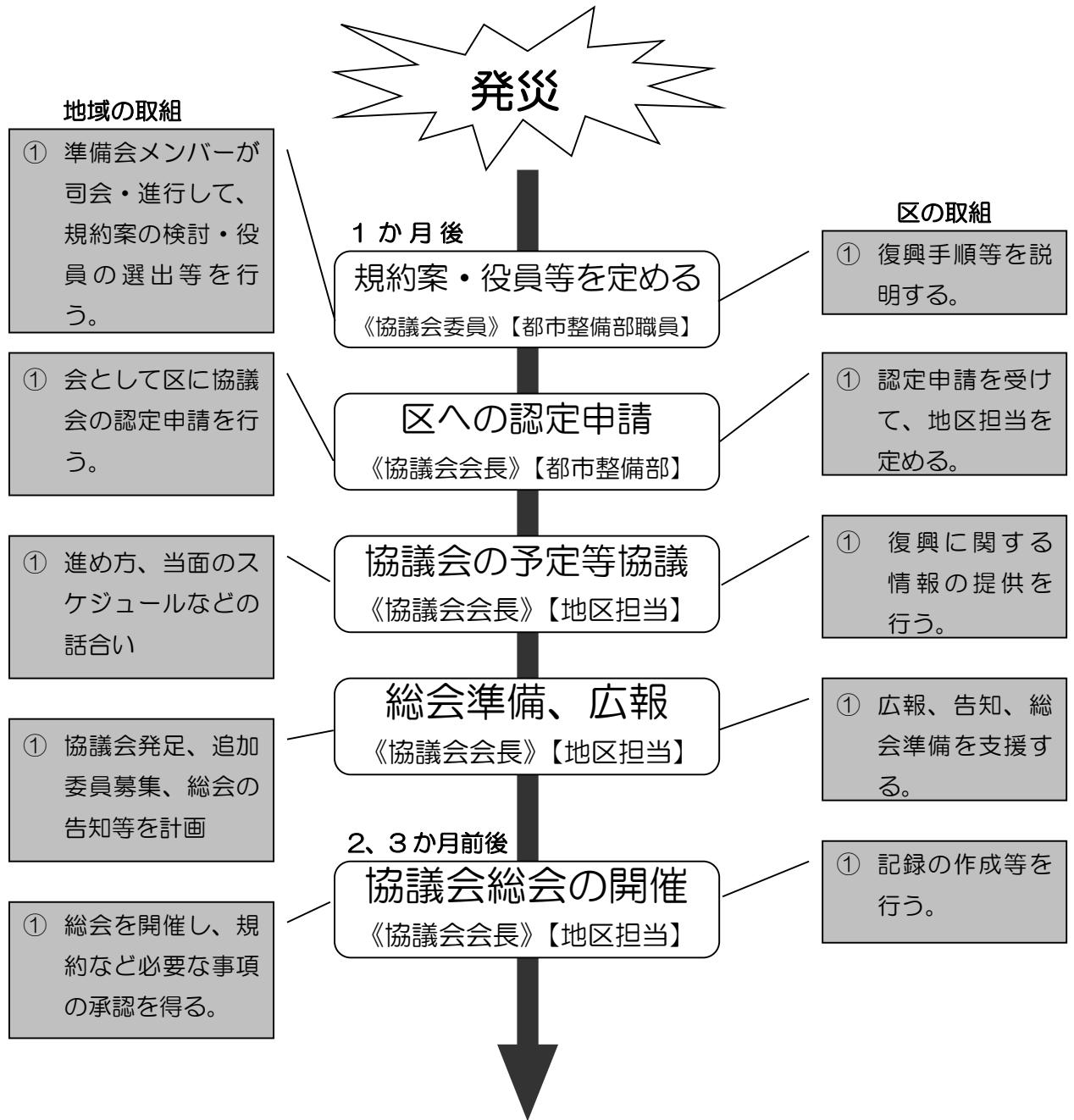
▲ 詳細な行動手順は次ページ、または巻末の資料編を参照

事前
準備

留意
事項

- 3～6か月程度で復興まちづくり協議会が発足しない場合の措置を定めておく（行政主導型の復興推進に切り替える、復旧レベルに止める等）。

◆行動の手順 (《○○》…地域、【○○】…区 斜体は災害対策本部の仕事。囲みなしは実施済みの項目)



- この項に必要な物品**
- 協議会申請の手引き、手順
 - 復興まちづくり協議会規約案
 - 復興まちづくり協議会認定申請書式
 - 認定書式
 -
 -

- ☆ この項に関連する資料ページ
- 資料第 022-3 東京都が想定する合意形成プロセス
 - 資料第 022-4 地域復興協議会の事例（尼崎市築地地区）
 - 資料第 022-5 復興まちづくり協議会（地域復興組織）の認定要件
 - 資料第 022-6 練馬区震災復興の推進に関する条例
 - 資料第 022-7 練馬区震災復興の推進に関する条例施行規則
- 資 128～142 ページ

2章

2 区と協議会との意見交換

★地域防災計画
Ⅱ 防災本編
第6章 区民生活の早期再建
第8節 応急住宅対策

実施責任担当課	マニュアル更新担当課
まちづくり各課	都市計画課

協議会が発足した場合、協議会委員は速やかに震災復興本部の都市復興担当者等と協議を行う。

都市復興基本計画（骨子案）や復興まちづくり方針案の検討状況の報告を受けて、意見を反映させる。

都市復興基本計画（骨子案）や復興まちづくり方針案が定まっている場合は、この意見交換は実施せず、説明会開催に移行する。

一目で分かる! プロセスの概略

発災から 1 か月前後	意見交換の場をつくる
1 か月以降	必要な場合、区に意見具申を行う
1 か月以降	地域に広報等を行う

▲ 詳細な行動手順は次ページ、または巻末の資料編を参照

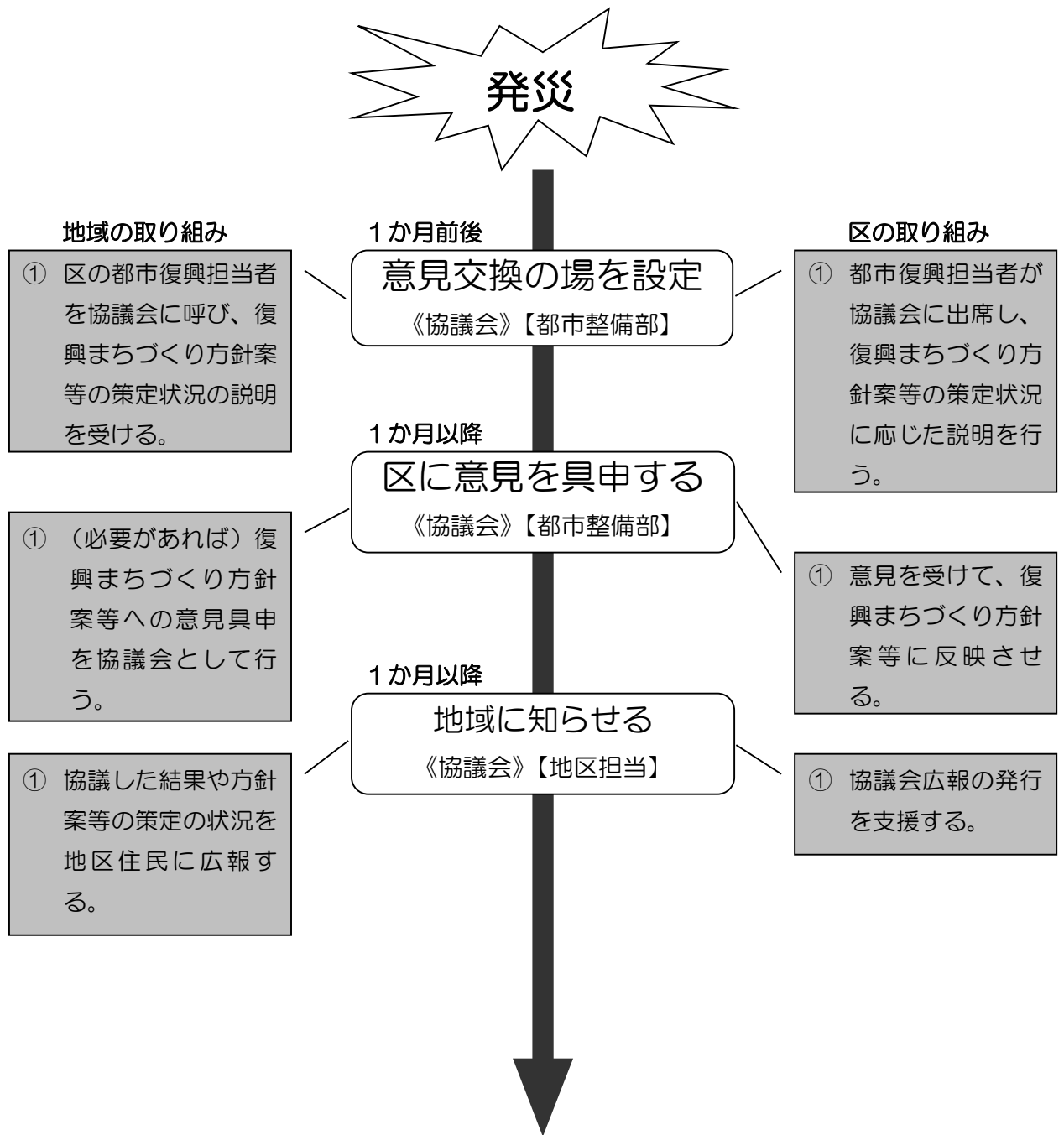
事前準備

- 復興訓練を行って〈復興まちづくり方針（訓練用）〉を作成しておく。

留意事項

- 協議会の発足が遅れ、行政による復興まちづくり方針案が策定済み（第2編第1章第3節-3）の場合は、この段階を省略して復興まちづくり計画の検討に移行する。
- 協議会発足時に復興まちづくり方針案が策定中であれば、区の方針策定作業に協議会の意向を反映させる。

◆行動の手順 (《○○》…地域、【○○】…区 斜体は災害対策本部の仕事。囲みなしは実施済みの項目)



この項で必要な物品	
・ 震災復興訓練の資料	<input type="checkbox"/>
・	<input type="checkbox"/>
・	<input type="checkbox"/>
・	<input type="checkbox"/>
・	<input type="checkbox"/>
・	<input type="checkbox"/>
・	<input type="checkbox"/>

☆ この項に関連する資料ページ
・
・

第2章 第3節

時限的市街地の展開

甚大な被害が生じた場合、一時的な住まいの確保が必要となる。この点について災害応急対策では、災害救助法に基づく応急仮設住宅の建設、公的住宅や民間賃貸住宅の空き家活用などの公的な措置、被災者の自力仮設・地域内でのテント等での仮居住など多様な方法が考えられる。

地域としては、迅速に建設される予定の応急仮設住宅に、町会自治会等コミュニティを単位にした入居を区に働きかける。

また、地区内で活用できる公園や民間オープンスペース等を、所有者の協力を得ながら確保し、区に地域で運営できる地域協働型の時限的市街地建設を誘致する。

建設が決定した場合、復興まちづくり協議会は行政と協働して、入居や被災者への生活支援を行う。

2 章

1 時限的市街地づくりの方針原案の策定

★地域防災計画
II 防災本編
第6章 区民生活の早期再建
第11節 市街地復興計画

実施責任担当課	マニュアル更新担当課
経理用地課、防災計画課、住宅課	住宅課

被災住民が、地元のまちで生活再建に取り組むことができるように、公有地、民有地の順位立てにより用地さがしを行う。民有地については、協議会が、土地所有者の協力が得られるように働きかける。

用地確保の見通しを踏まえ、時限的市街地づくりの方針原案を取りまとめ、都の都市整備局に報告する。

一目で分かる! プロセスの概略

発災から 2週間以降	仮設住宅入居希望者を把握する
1か月前後	時限的市街地の用地さがしを行う
1か月前後	時限的市街地づくりの方針原案を検討する

▲ 詳細な行動手順は次ページ、または巻末の資料編を参照

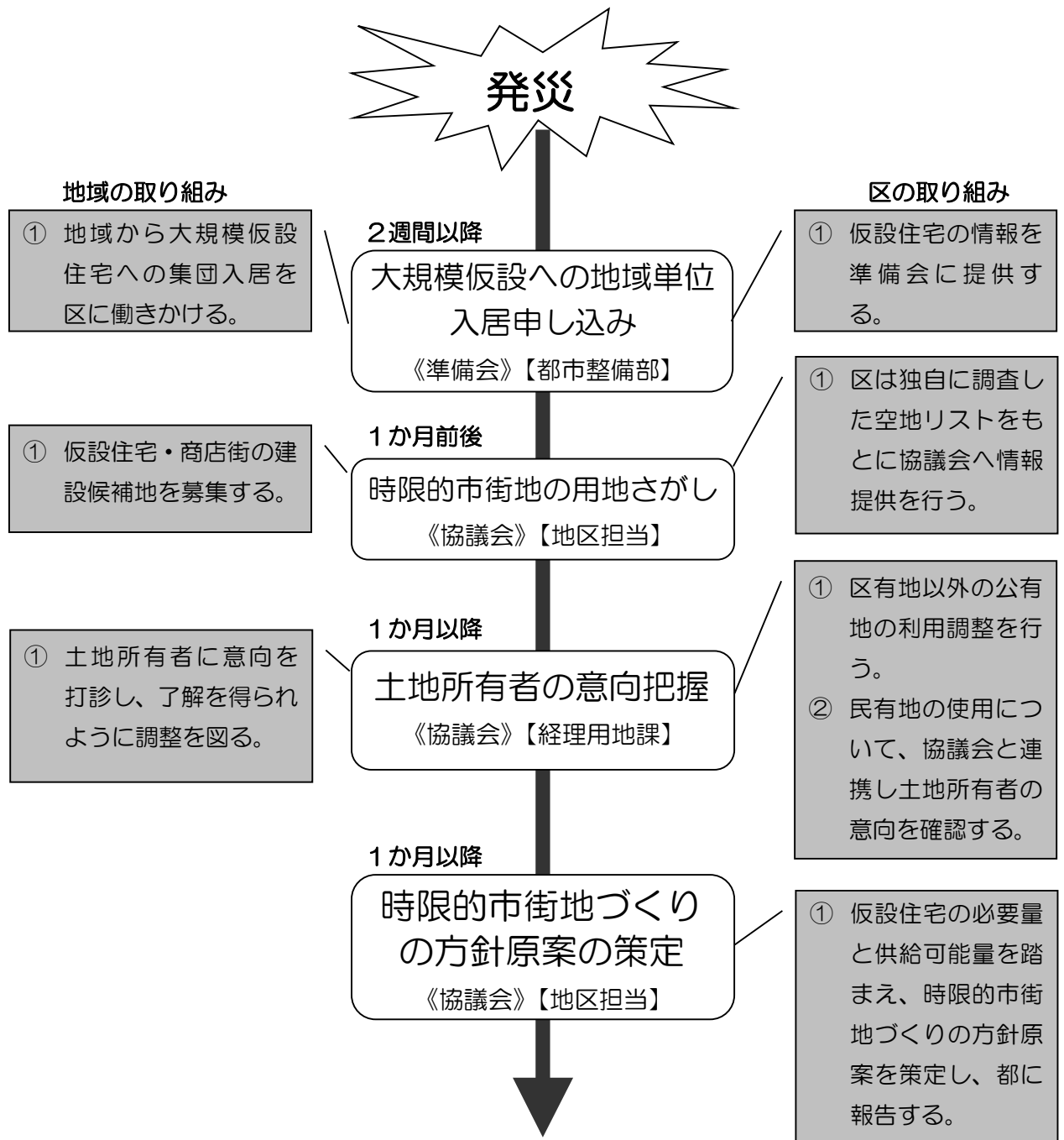
事前
準備

- 地区内の時限的市街地候補地を事前に検討しておく。
- 地域における応急仮設住宅のタイプとして、一般型住宅とともに、地域協働型仮設（ふれあい住宅型・グループホーム型等）等いくつかのタイプを検討しておく。

留意
事項

- 応急的な住宅の供給に関するさまざまな課題については、区と協議会で解決を図る。
- 「大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法」により、借地契約の解約等の特例、土地の賃借権の譲渡又は転貸の許可の特例、暫定的な土地利用に関する特例等が定められたので活用を図る。

◆行動の手順 (《○○》…地域、【○○】…区 斜体は災害対策本部の仕事。囲みなしは実施済みの項目)



- この項に必要な物品**
- ・ 事前の用地リスト
 - ・ 民有地の借用に関わる協定案
 - ・
 - ・
 - ・
 - ・
 - ・

☆ この項に関連する資料ページ

- ・ 資料第 022- 8 時限的市街地<地域協働型> 設置・運営の流れ
- ・ 資料第 022-10 建設可能用地の確保
資 143~144 ページ

2章

2 時限的市街地の配置計画の策定、建設

★地域防災計画
II 防災本編
第6章 区民生活の早期再建
第11節 市街地復興計画

実施責任担当課	マニュアル更新担当課
経理用地課、住宅課	住宅課

区は、時限的市街地を建設するための用地を確保する。民有地については、協議会が、土地所有者の協力が得られるように働きかけ、意向確認ができ次第、区が土地使用賃借などの契約を行う。さらに市街地候補地内の残存家屋が利用可能かなどの把握を行う。

また、復興まちづくり協議会の協力のもとで個々の時限的市街地の区域内での施設配置計画をまとめた後、東京都との役割分担のもと、建設を行う。

一目で分かる! プロセスの概略

発災から 1か月以降	土地所有者と協定（契約）を締結する
1か月以降	候補地内の利用可能家屋等を把握する
1か月以降	時限的市街地の配置計画を策定する
1～2 か月以内	仮設住宅等の建設を進める

▲ 詳細な行動手順は次ページ、または巻末の資料編を参照

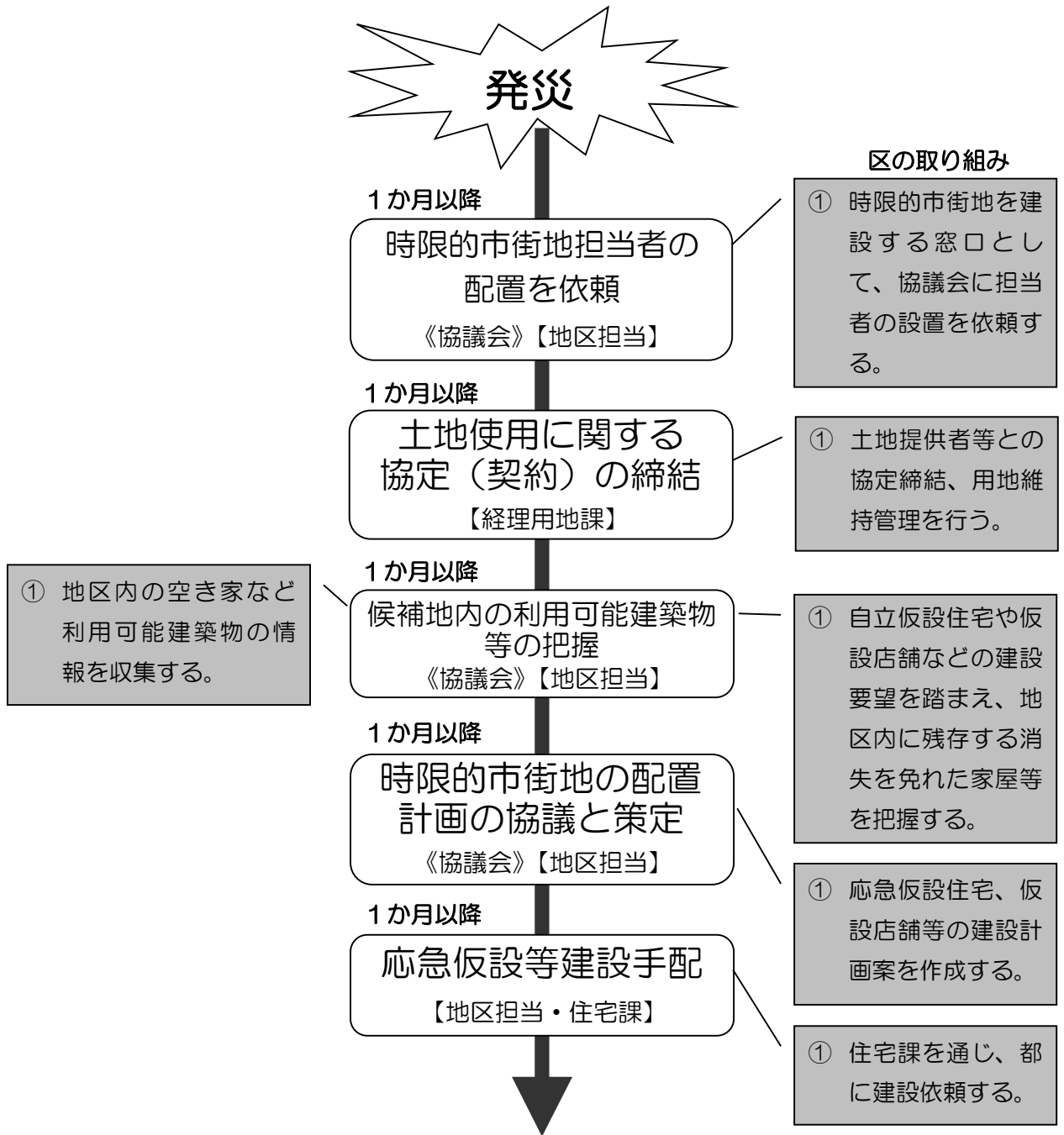
事前
準備

- 民有地の提供に係る事前検討（借上げ代、土地所有者の入居権等、協定のひな形）を行っておく。
- 自立仮設住宅建設等への区の支援体制を確立する。
- 支援についての東京都との情報交換を行う。
- ライフラインの引込み協定について検討する。

留意
事項

- 自力仮設（個人が任意に作る仮設住宅）の支援のあり方についても検討しておくこと。

◆行動の手順 (《○○》…地域、【○○】…区 斜体は災害対策本部の仕事。囲みなしは実施済みの項目)



この項に必要な物品	
・	<input type="checkbox"/>
・	<input type="checkbox"/>
・	<input type="checkbox"/>
・	<input type="checkbox"/>
・	<input type="checkbox"/>
・	<input type="checkbox"/>
・	<input type="checkbox"/>

☆ この項に関連する資料ページ
・ (再掲) 資料第 022-8 時限的市街地<地域協働型>設置・運営の流れ
・ (再掲) 資料第 022-9 建設可能用地の確保
・ 資料第 022-10 仮設住宅のタイプ等
・ 資料第 022-11 応急仮設住宅の規定、入居案
資 143~147 ページ

2章

3 時限的市街地の運営体制づくり

★地域防災計画
II 防災本編
第6章 区民生活の早期再建
第11節 市街地復興計画

実施責任担当課	マニュアル更新担当課
住宅課	住宅課

地域内に時限的市街地が建設された場合、入居者選定やケアの体制などを、復興まちづくり協議会で大枠を協議し、定める。入居の方針は協議会で決め、区はそれを受けて実務（入居者選定、入居手続、契約等）を行い、問題が生じたら随時協議する。

協議会の時限的市街地担当委員は、区のくらしや産業の復興部門等と連絡をとって、時限的市街地の運営体制を構築する。地区内にふれあいセンターの設置、ボランティア等による生活支援の強化など、団地ごとの運営体制づくりを行う。

一目で分かる! プロセスの概略

発災から 1 か月後	大規模仮設住宅への地域入居の支援
2・3 か月前後	地域内仮設への入居者選定と入居支援
数か月～2年	時限的市街地の運営、自力仮設支援

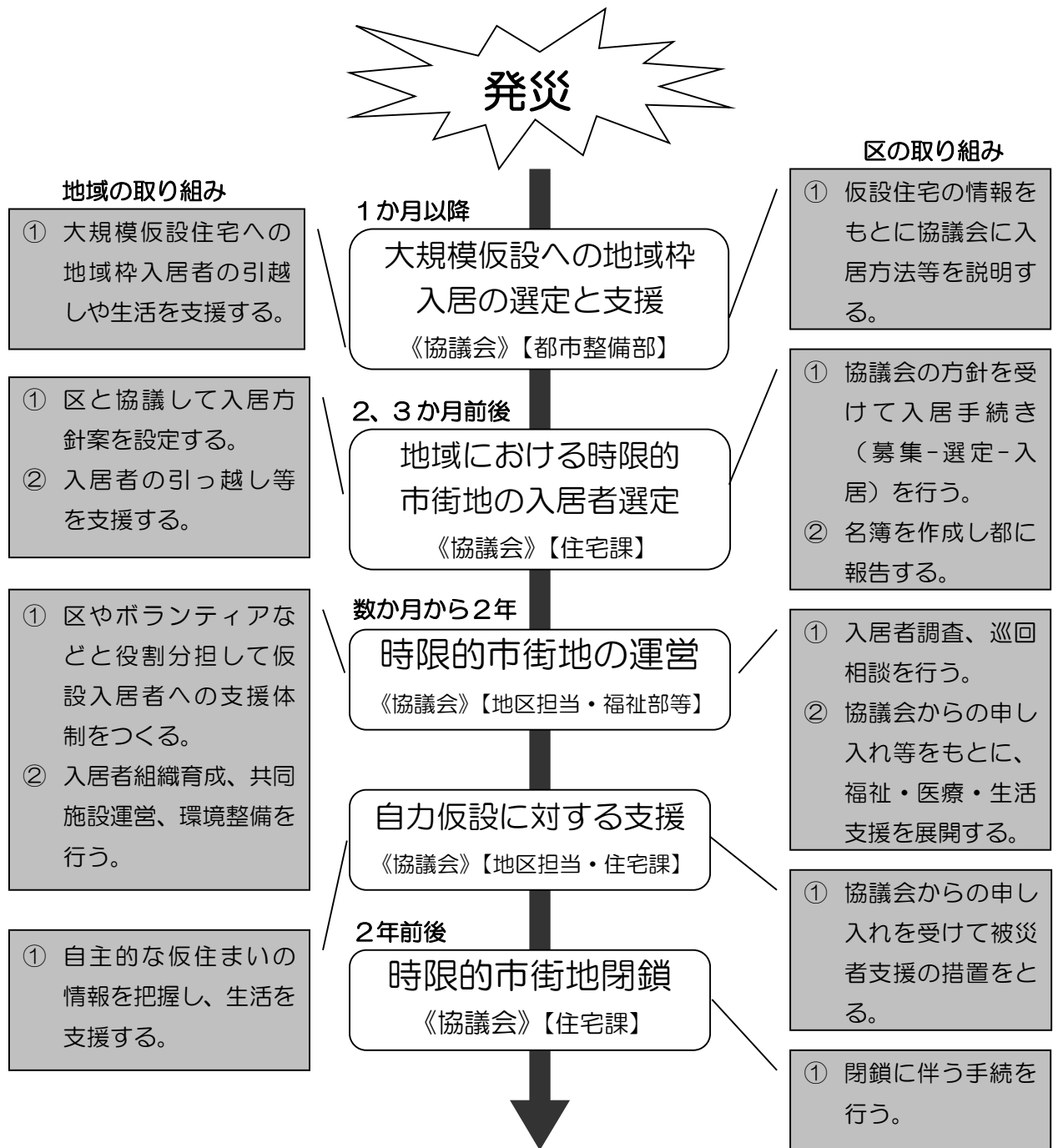
▲ 詳細な行動手順は次ページ、または巻末の資料編を参照

事前
準備

留意
事項

- 地域内の時限的市街地については、土地提供者等を優先的に地域仮設住宅へ入居させるか検討しておくこと。
- 災害救助法による応急仮設住宅か復興事業に伴う仮設住宅かで入居資格が異なることに留意する。

◆行動の手順 (《○○》…地域、【○○】…区 斜体は災害対策本部の仕事。囲みなしは実施済みの項目)



- この項に必要な物品**
- ・ 応急仮設住宅の基準（災害救助法）
 - ・ 地域内時限的市街地入居の考え方案
 - ・
 - ・
 - ・
 - ・
 - ・

☆ この項に関連する資料ページ

- ・ (再掲) 資料第 022-11 応急仮設住宅の規定、入居案
- ・ 資料第 022-12 阪神・淡路大震災での仮設住宅への支援

資 147～148 ページ

第2章 第4節

がれき撤去と住まいの再建

2章

1 がれき撤去と住まいの再建

実施責任担当課	マニュアル更新担当課
清掃リサイクル課、住宅課、まちづくり各課	危機管理室、清掃リサイクル課

被災者による住まいの修理・再建に必要ながれきの撤去や応急修理・建築相談、自力仮設住宅建設等を、地域の協力体制を構築して支援する。

復興まちづくり協議会に住まいの復興担当委員を置いて、被災者の要望を把握し、区や専門家との協力体制を構築し、被災者への支援を行う。

一目で分かる! プロセスの概略

発災から 1 か月以降	損壊家屋撤去の調整と支援をする
1 か月以降	空き室のあっせんや自力仮設を支援する
1 か月以降	自力での住宅修理や修繕を支援する

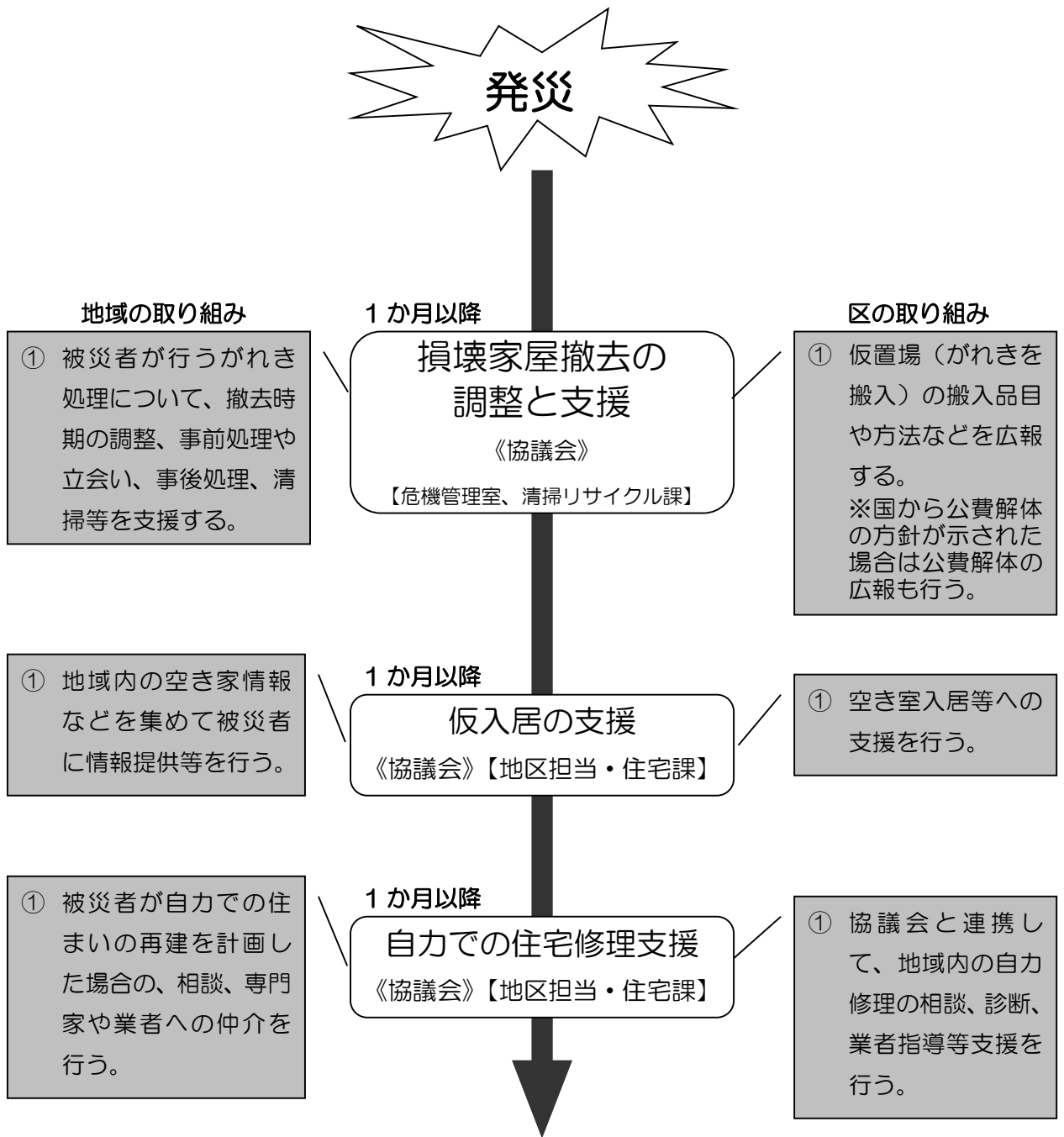
▲ 詳細な行動手順は次ページ、または巻末の資料編を参照

事前準備

- 特に、自力仮設住宅の支援や被災者の住宅再建への支援について取り得る対策を検討しておく。

留意事項

◆行動の手順 (《○○》…地域、【○○】…区 斜体は災害対策本部の仕事。囲みなしは実施済みの項目)



この項に必要な物品

-
-
-
-
-
-
-
-

☆ この項に関連する資料ページ

-
-

第2章 第5節

復興まちづくりへの支援

復興まちづくり協議会が認定されたことを受けて、行政は復興まちづくりの支援活動を展開する。

復興まちづくり協議会の活動にとって、復興初期段階では「場所・情報・人材」の確保が重要である。復興まちづくり拠点の確保、広報情報手段の確保、専門家の確保、復興まちづくり事務所等における被災者の現地相談等を展開する。

特に、地区住民の意見を計画にまとめ、円滑な地域協働復興を進めるためには、専門家の協力・支援が重要である。

これら以外に、復興まちづくり協議会の活動や運営に対する支援が必要な場合は、展開できるようにしておく。

2章

1 復興まちづくり広報の展開

実施責任担当課	マニュアル更新担当課
まちづくり各課	まちづくり各課

区全体にかかる災害対策や復興の広報だけでなく、地区レベルで復興に関する情報や協議会活動を知らせる広報が重要である。

復興まちづくり協議会に広報部を置く。広報部では、復興まちづくりに関する広報紙の編集発行、ホームページ原稿の作成などを行う。

区は、印刷、域外への配布、ホームページ提供など広報活動を支援する。

一目で分かる! プロセスの概略

発災から 1か月以降	地区に関する広報の作成と配布を行う
1か月以降	インターネットによる地区広報
1か月以降	地域外被災者等への情報連絡を行う

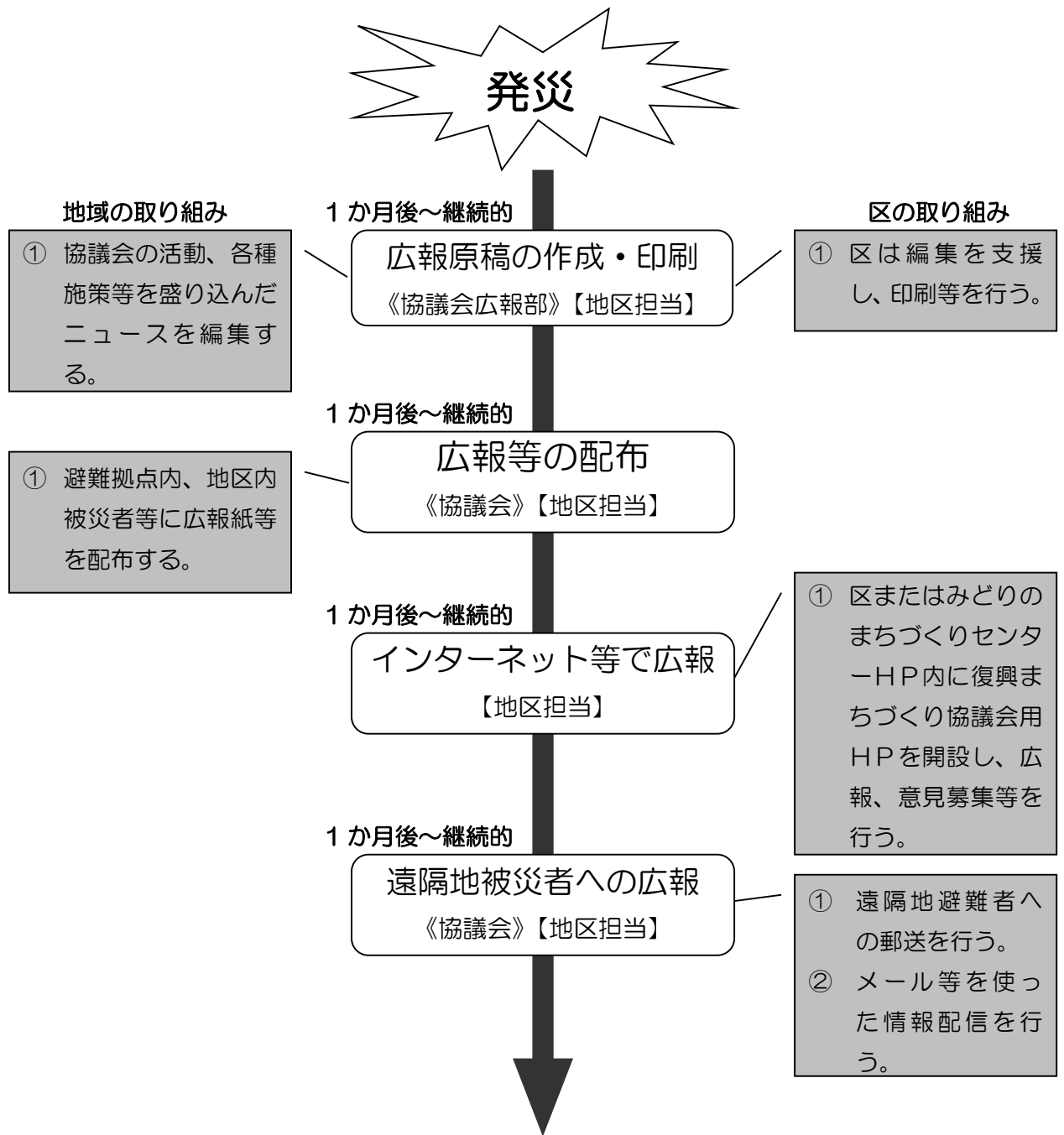
▲ 詳細な行動手順は次ページ、または巻末の資料編を参照

事前
準備

- 地区に関わる復興ニュースのひな形（テンプレート）をいくつか作っておく。

留意
事項

◆行動の手順 (《○○》…地域、【○○】…区 斜体は災害対策本部の仕事。囲みなしは実施済みの項目)



この項に必要な物品	
・復興ニュース等のひな形	<input type="checkbox"/>
・	<input type="checkbox"/>
・	<input type="checkbox"/>
・	<input type="checkbox"/>
・	<input type="checkbox"/>
・	<input type="checkbox"/>
・	<input type="checkbox"/>

☆ この項に関連する資料ページ

・ 資料第 022-13 復興まちづくり広報の事例（神戸市真野地区のニュース）

資 149 ページ

2章

2 復興まちづくり事務所と相談窓口の開設

★地域防災計画
Ⅱ 防災本編
第6章 区民生活の早期再建
第11節 市街地復興計画

実施責任担当課	マニュアル更新担当課
まちづくり各課	まちづくり各課

区は復興に関する相談、案内を行う窓口を設置する。当初は、避難拠点や公共施設等で日時を定めての開催や、区庁舎等での常時対応を行う。

復興まちづくり協議会の認定を受けて、地区内に復興の拠点となる復興まちづくり事務所を開設する。

現地事務所ができた場合、市街地復興分野だけでなく、住まいの再建、暮らしの復興など様々な分野の相談を行う。

一目で分かる! プロセスの概略

発災から 1～2 か月	復興まちづくり事務所を開設する
1～2 か月	事務所運営体制の構築
1～2 か月	現地で復興相談を展開する

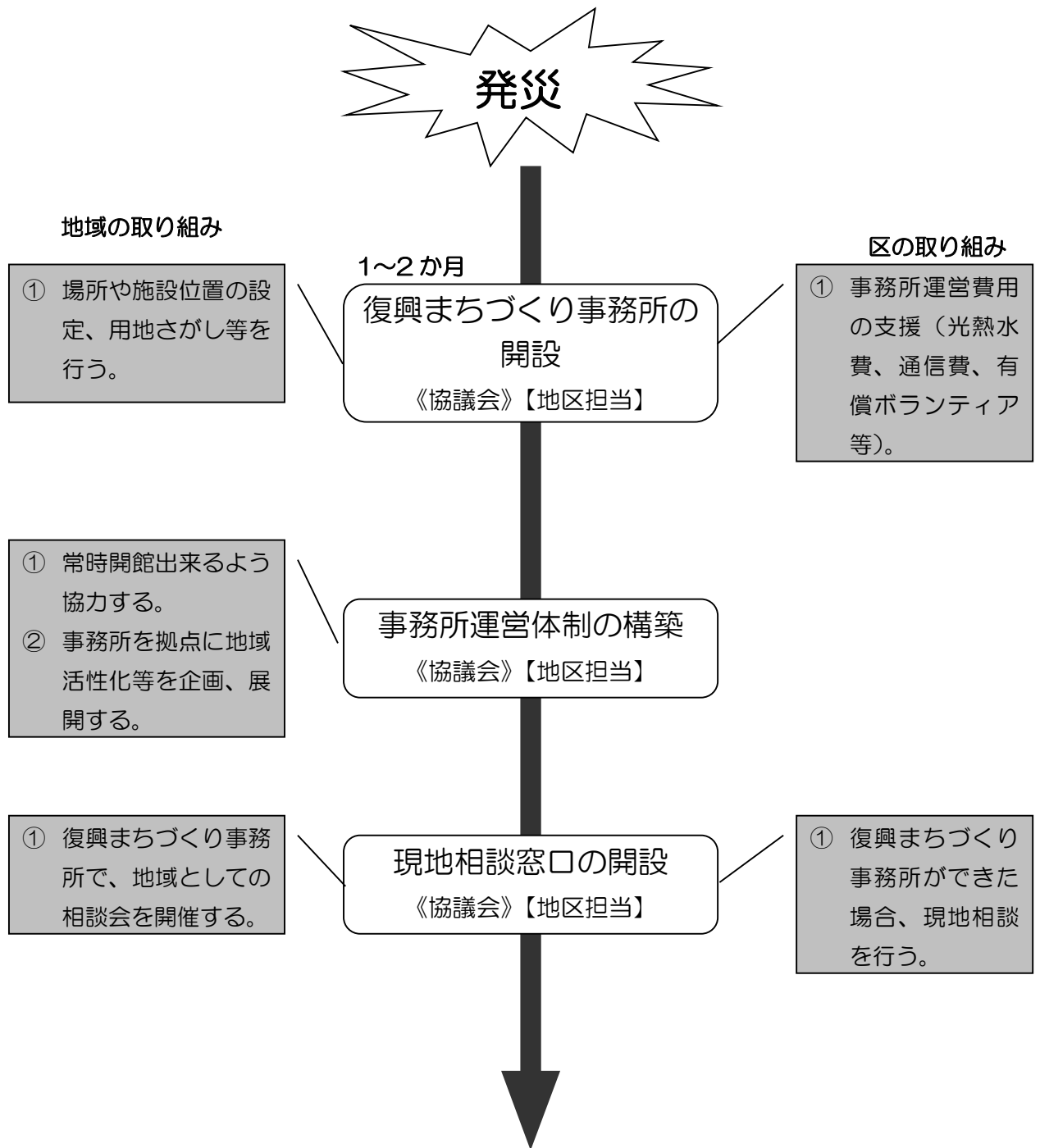
▲ 詳細な行動手順は次ページ、または巻末の資料編を参照

事前準備

- 相談員の確保（区内団体との協定、災害復興まちづくり支援機構との連携等）について検討しておく。

留意事項

◆行動の手順 (《○○》…地域、【○○】…区 斜体は災害対策本部の仕事。囲みなしは実施済みの項目)



この項に必要な物品

-
-
-
-
-
-
-

☆ この項に関連する資料ページ

-
-

2章

3 支援専門家の選任

★地域防災計画
II 防災本編
第6章 区民生活の早期再建
第11節 市街地復興計画

実施責任担当課	マニュアル更新担当課
都市計画課 (みどりのまちづくりセンター)	都市計画課 (みどりのまちづくりセンター)

みどりのまちづくりセンターと連携して、復興まちづくりの合意形成を行う専門家を選任する。

協議会の特性にあわせて、まちづくり・都市計画の他、建築、再開発、土地建物権利調整、法律などチームとして活動できるよう選任する。

一目で分かる! プロセスの概略

発災から 1~2か月	協議会発足と同時に専門家の推薦依頼
1~2か月	支援専門家を選任する

▲ 詳細な行動手順は次ページ、または巻末の資料編を参照

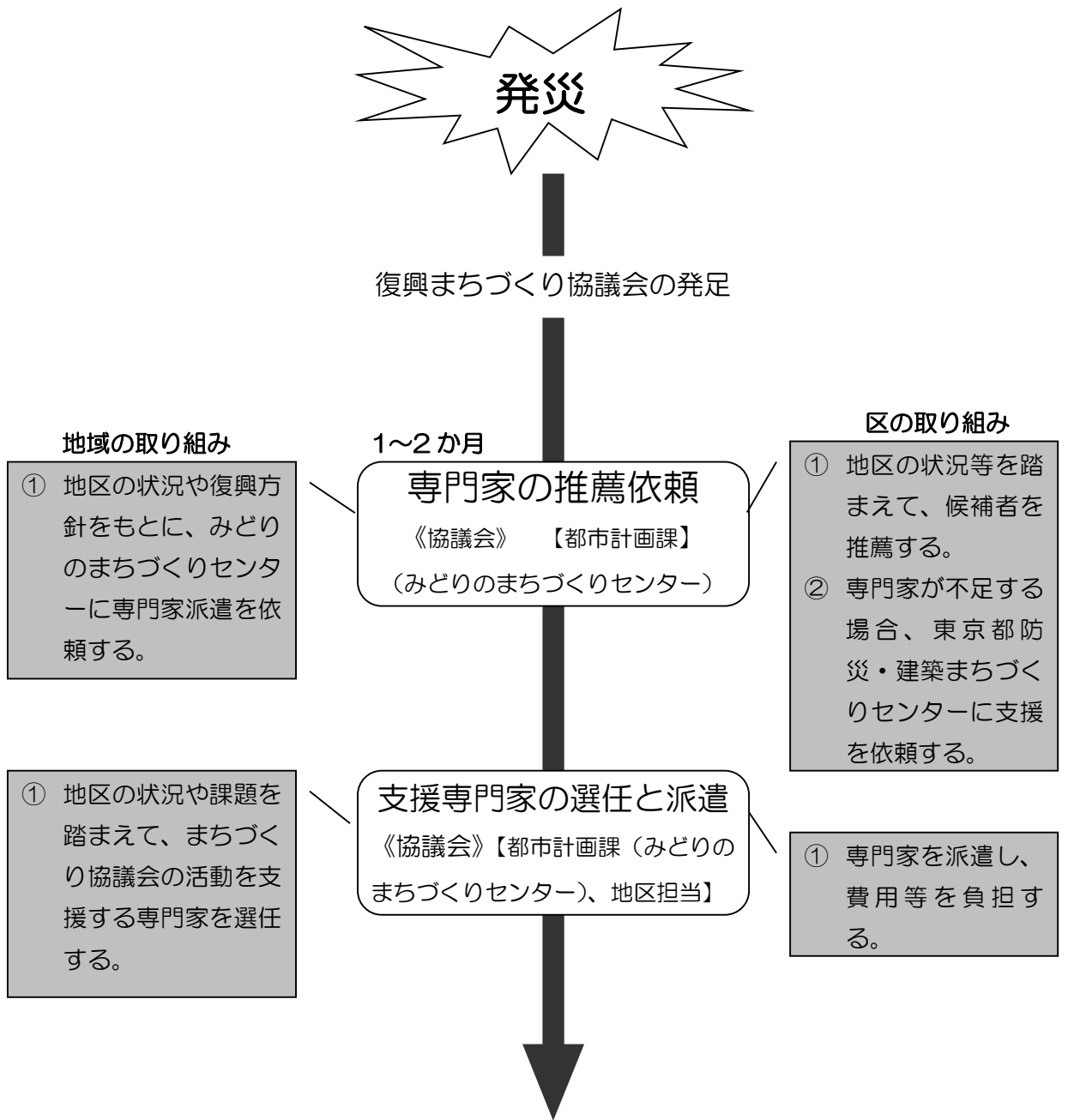
事前準備

- 関係業界団体と協定を行うとともに、専門家登録名簿を作成しておく。
- 環境まちづくり公社とみどりのまちづくりセンターの区民への支援について、協定を締結しておくこと。

留意事項

- 地区が多数になった場合、区が登録・協定している専門家では不足する可能性がある。その場合、東京都防災・建築まちづくりセンターや災害復興まちづくり支援機構等を活用する。
- 専門家の派遣・委託内容について検討しておく。

◆行動の手順 (《○○》…地域、【○○】…区 斜体は災害対策本部の仕事。囲みなしは実施済みの項目)



- この項に必要な物品**
- ・ まちづくり専門家登録名簿
 - ・
 - ・
 - ・
 - ・
 - ・

- ☆ この項に関連する資料ページ
- ・ 資料第 022-14 みどりのまちづくりセンターの専門家派遣支援制度
 - ・ 資料第 022-15 東京都によるまちづくり専門家の配分調整
- 資 150~152 ページ

第2章 第6節

復興まちづくり計画案の検討

日常的には、練馬区まちづくり条例に基づいて、地域からの計画提案を区がまちづくり計画に位置づける仕組みが構築されている。復興に当たっても地域住民が主導して計画案をつくることは理論上可能であるが、時間的制約など現実的には難しい面がある。

このため、区が復興まちづくり方針を提起し、それを踏まえて復興まちづくり協議会が検討を行い、地域住民や被災者の声を反映した復興まちづくり提案をまとめ、区はその提案を尊重して復興まちづくり計画を策定することを基本にする。

2章

1 復興まちづくり方針説明会の開催

★地域防災計画
II 防災本編
第6章 区民生活の早期再建
第12節 暮らしと産業の復興、
地域協働復興

実施責任担当課	マニュアル更新担当課
まちづくり各課	まちづくり各課

復興まちづくり協議会が出来た時点で、復興まちづくり方針検討中の場合は、区と協議し、その段階での地域の意向を反映させる。

定まっている場合は、早急に説明会を開催する。事前に体育館等大きい会場を確保し、告知を十分に行う。

区主催の説明会開催に先立って、復興まちづくり協議会の役員は区の復興担当者を招き、事前説明をうけて課題等を整理した上で説明会にのぞむ。

一目で分かる! プロセスの概略

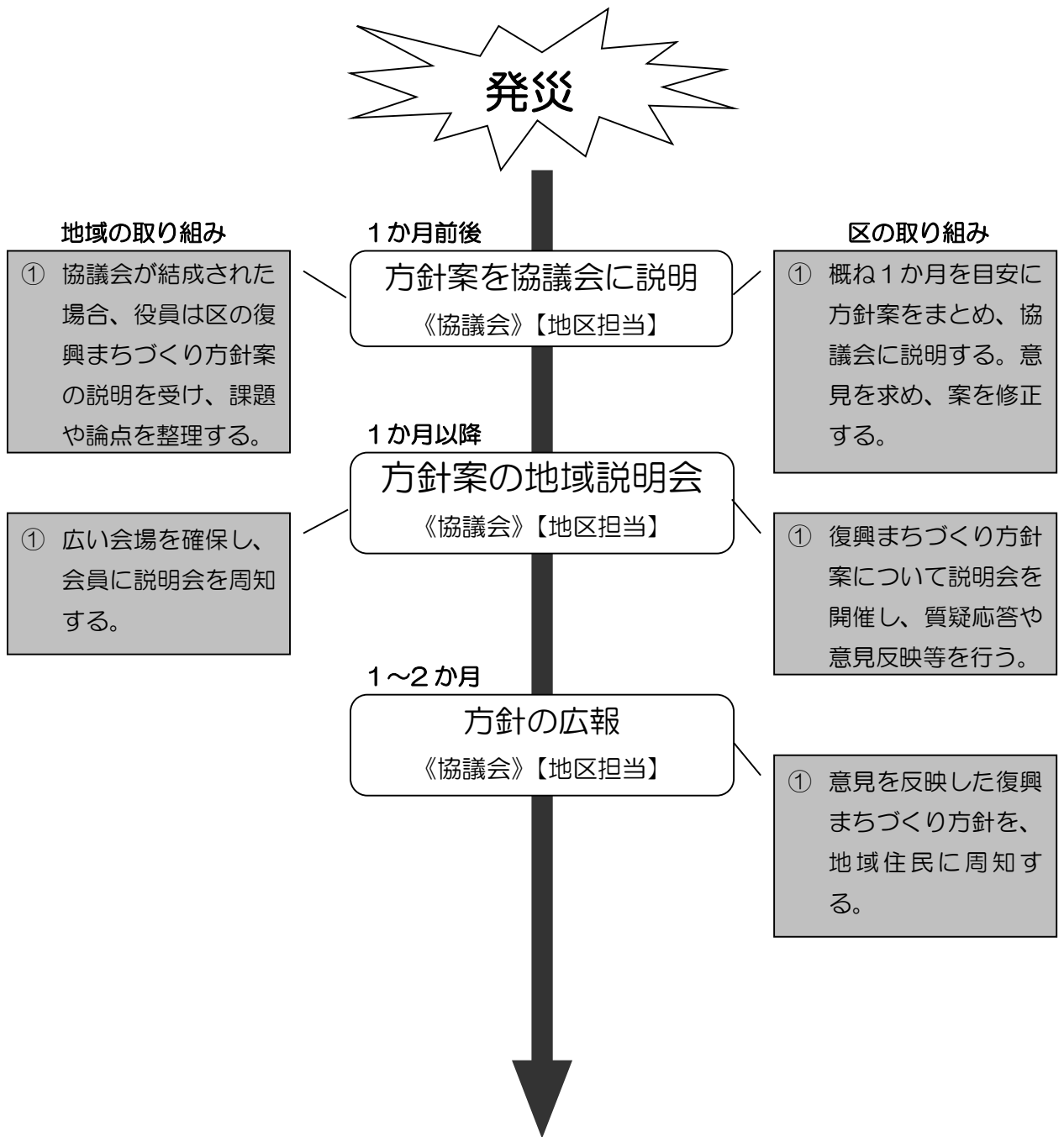
発災から 1 か月前後	復興まちづくり方針案を協議会に説明
1 か月以降	復興まちづくり方針案の地域説明会開催
1~2 か月	復興まちづくり方針を広報する

▲ 詳細な行動手順は次ページ、または巻末の資料編を参照

事前準備

留意事項

◆行動の手順 (《○○》…地域、【○○】…区 斜体は災害対策本部の仕事。囲みなしは実施済みの項目)



この項に必要な物品

-
-
-
-
-
-
-
-

☆ この項に関連する資料ページ

-
-

2 章

2 復興まちづくり提案の検討と提出

実施責任担当課	マニュアル更新担当課
まちづくり各課	まちづくり各課

復興まちづくり協議会では、復興まちづくり方針をもとに復興まちづくり提案を作成し提出する。

提案に当たって復興まちづくり協議会は、総会を開く等地域住民の意見を求め、それを踏まえて提案する。

復興まちづくり協議会は、地区全体に係わる合意形成を行うものとし、特定の街区や事業については、部会や検討会を設置して検討を行う。

一目で分かる! プロセスの概略

発災から 2~数か月	協議会で復興まちづくり検討を進める
2~数か月	まちづくり提案への意見を把握する
数か月以内	まちづくり提案をまとめ、区に提出する

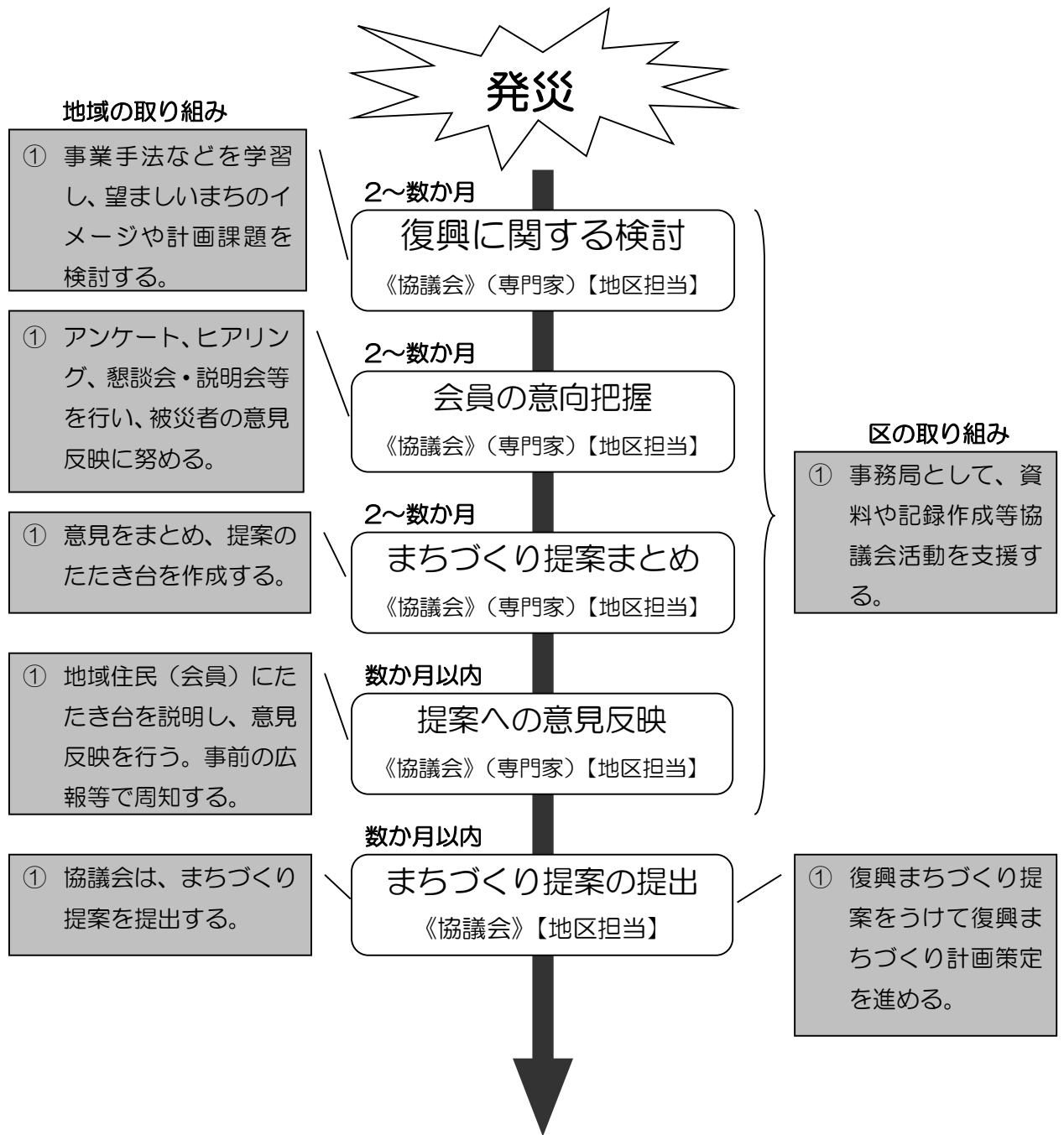
▲ 詳細な行動手順は次ページ、または巻末の資料編を参照

事前準備

留意事項

- 協議会では、全般的な復興のあり方・課題について提案し、地域の意見を取りまとめていくことが重要である。
- 復興まちづくり提案が提出されない場合の措置を決めておくことが必要である。当面6か月を目処に提案を求め、延長することもある。

◆行動の手順 (《○○》…地域、【○○】…区 斜体は災害対策本部の仕事。囲みなしは実施済みの項目)



この項に必要な物品

-
-
-
-
-
-
-

☆ この項に関連する資料ページ

-
-

2章

3 課題・地(街)区別の検討会

★地域防災計画
II 防災本編
第6章 区民生活の早期再建
第12節 暮らしと産業の復興、
地域協働復興

実施責任担当課	マニュアル更新担当課
まちづくり各課	まちづくり各課

復興まちづくり協議会は、まち全体の検討に並行して、課題別や事業別、街区別に、きめ細かい説明会、相談会を行う。必要な場合は、協議会の中に部会や検討会を設けて検討する。検討結果を復興まちづくり協議会の提案に盛り込む。

一目で分かる! プロセスの概略

発災から 2~数か月	課題別・街区別の説明会・相談会の開催
2~数か月	課題別・街区別の検討組織の発足と検討
数か月以内	課題別・街区別の提案の作成

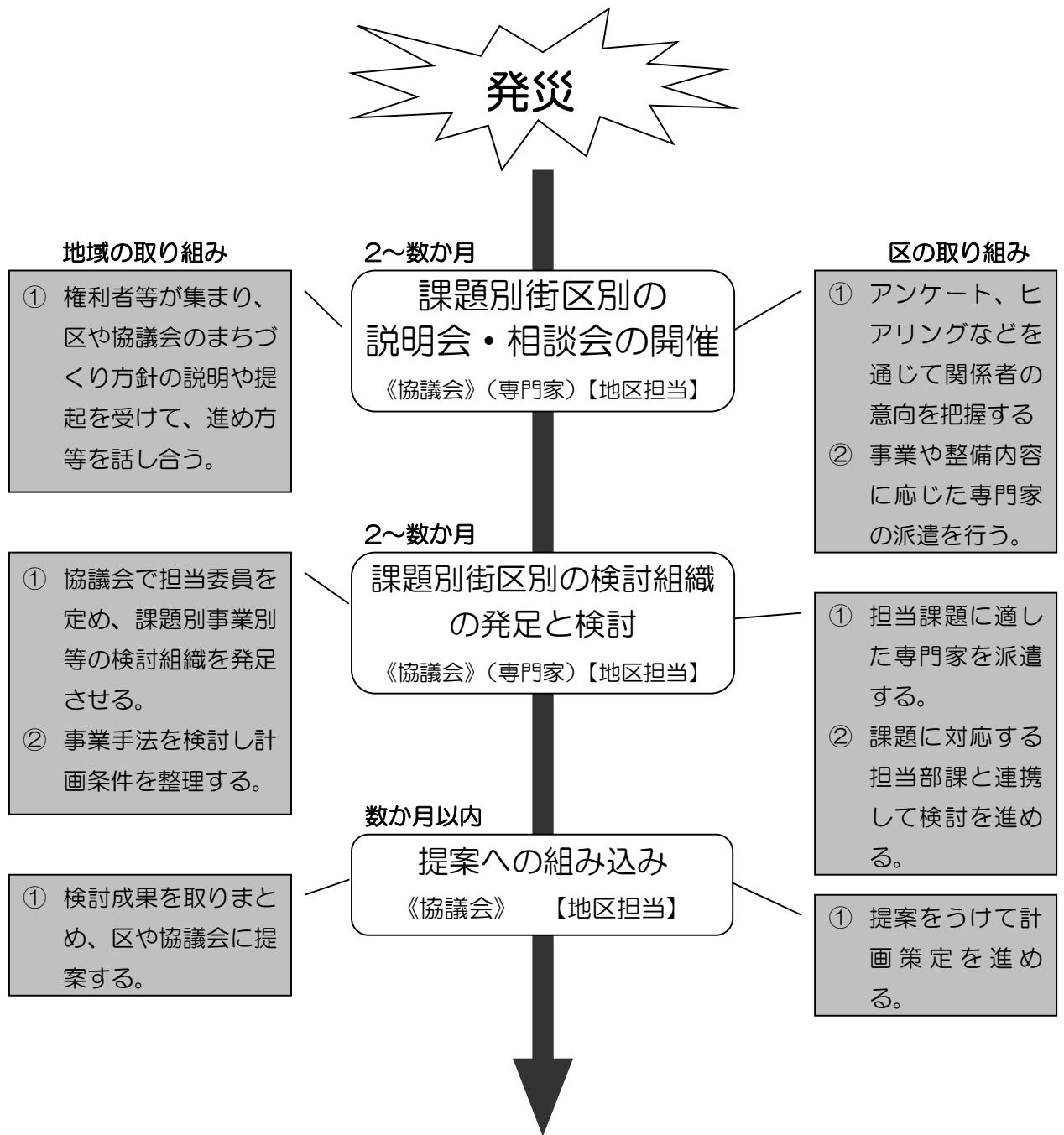
▲ 詳細な行動手順は次ページ、または巻末の資料編を参照

事前
準備

留意
事項

- 区域内の一部で別な事業が展開される場合、当該地域の土地建物権利者、当該整備の関係者をメンバーにして検討会を発足させる。この検討会に、世話役としてまちづくり協議会役員が加わり、全体計画との整合を図る。
- 場合によっては、協議会の了解を得て、別な地域復興組織として分離させることも検討する。

◆行動の手順 (《○○》…地域、【○○】…区 斜体は災害対策本部の仕事。囲みなしは実施済みの項目)



この項に必要な物品

-
-
-
-
-
-
-

☆ この項に関連する資料ページ

-
-

2章

4 復興まちづくり計画の策定

★地域防災計画
Ⅱ 防災本編
第6章 区民生活の早期再建
第11節 市街地復興計画

実施責任担当課	マニュアル更新担当課
まちづくり各課	まちづくり各課

区は、復興まちづくり協議会の提案を最大限尊重して、「〇〇地区復興まちづくり計画（案）」を作成する。策定に当たって、提出意見書等について、意見に対する回答を作成し、公表する。

計画案に関する地区説明会および意見反映措置をとり、案を修正する。修正に当たっては、協議会と意見交換を行う。

計画書に取りまとめ、区で手続を行って計画を決定する。都市計画審議会等に意見を求め、「〇〇地区復興まちづくり計画」を確定する。

一目で分かる! プロセスの概略

発災から 4~6 か月前後	復興まちづくり計画案を作成し意見を反映する
6 か月前	協議会と協議し、計画書を作成する
6 か月前後	復興まちづくり計画を確定する

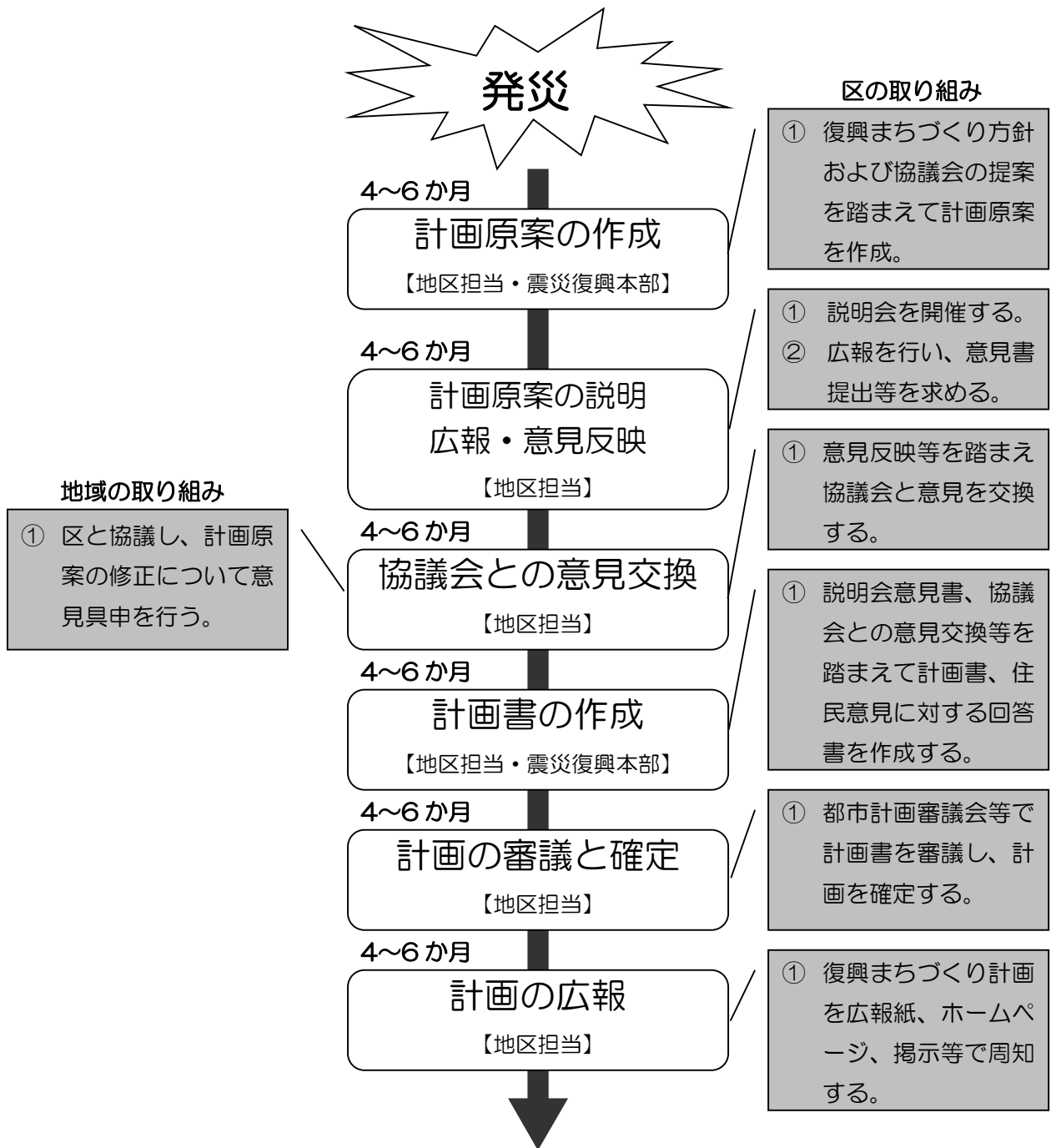
▲ 詳細な行動手順は次ページ、または巻末の資料編を参照

事前準備

留意事項

- まちづくり条例では、協議会・地区住民・区の連携の中で認定計画がつくられるが、復興まちづくり計画は、時間的な迅速性の観点から区が定めるものとし、定めるに当たって協議会・地区住民の意見反映を十分に行うとともに、都市計画審議会等に付議して意見を聴取し定める。

◆行動の手順 (《○○》…地域、【○○】…区 斜体は災害対策本部の仕事。囲みなしは実施済みの項目)



- この項に必要な物品**
- -
 -
 -
 -
 -
 -

☆ この項に関連する資料ページ

- 資料第 022-16 復興まちづくり計画の策定
資 153 ページ

第2章 第7節

復興まちづくり事業の展開

復興まちづくり計画に基づいて、復興まちづくり事業を開始する。

復興まちづくり協議会では、復興まちづくり事業や行政の施設整備と連携して、地区計画等のルールづくりや住民参加のデザインづくりなどをプロデュースする。

また、生活の復興などの分野においては、時限的市街地の運営、地域コミュニティの再建などを復興まちづくり協議会が主導し、行政が支援することによって、まちの復興・くらしの再生を展開していく。

2章

1 復興事業計画の策定

(第2編第1章第4節「復興事業の推進」参照)

★地域防災計画
II 防災本編
第6章 区民生活の早期再建
第11節 市街地復興計画

実施責任担当課	マニュアル更新担当課
まちづくり各課	まちづくり各課

復興まちづくり計画に基づいて事業計画を作成し、各々の事業を推進する。
事業実施段階においても、説明会開催など情報公開に努め、十分な理解と協力を得て事業を進めるよう心がける。

一目で分かる! プロセスの概略

発災から 6 か月前後	復興事業計画案の作成
6 か月前後	事業化に向けての合意形成
6 か月以降	事業計画の策定と広報

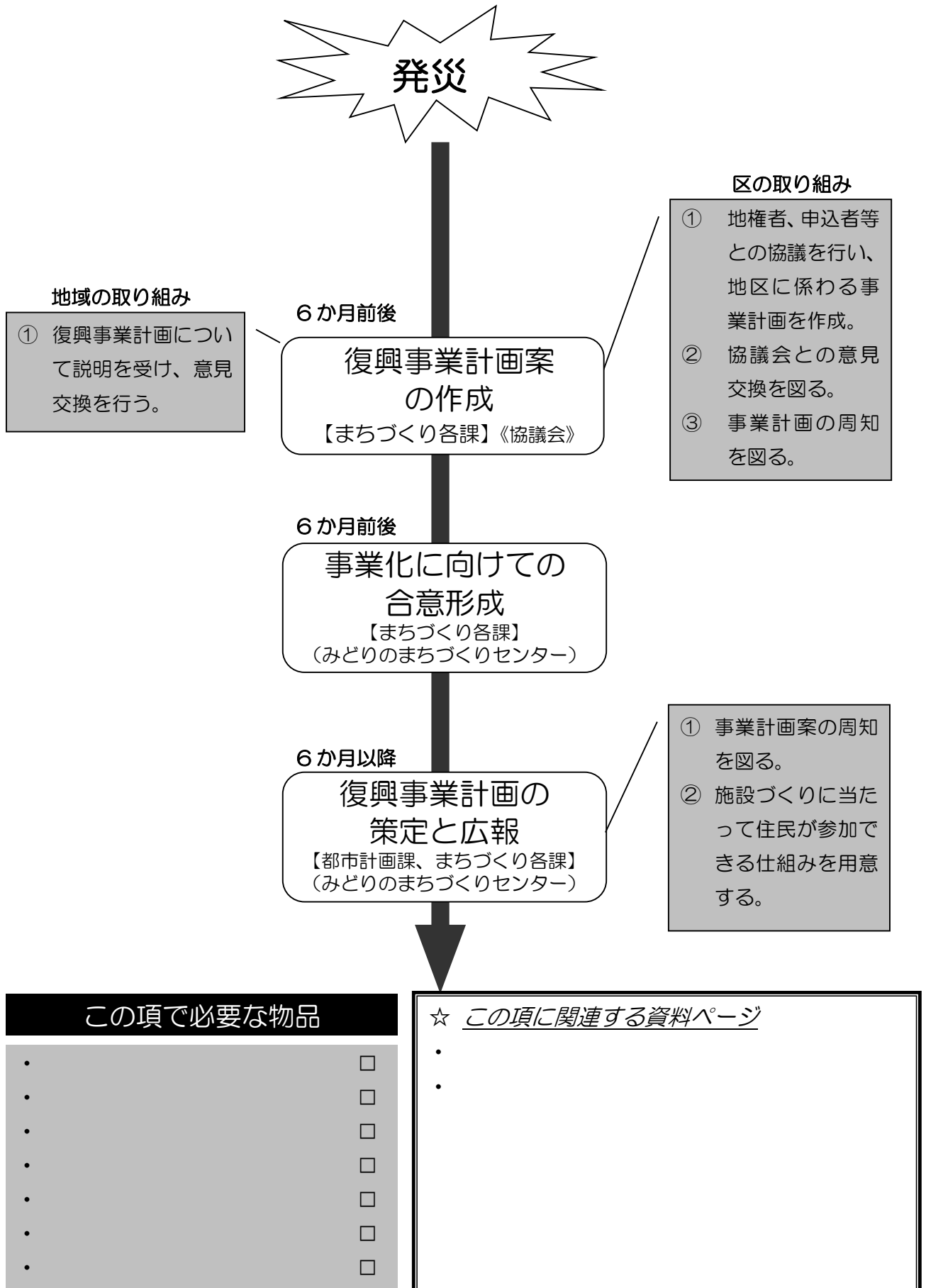
▲ 詳細な行動手順は次ページ、または巻末の資料編を参照

事前
準備

留意
事項

- 復興に関する事業制度や特例措置について、十分に把握しておくこと。
- 事業への区民の正式申込みや区画決めを早い段階に行うことにより、申込者は建築等の設計を早く始められ、区はキャンセルや空き区画の発生リスクも軽減できる。

◆行動の手順 (《○○》…地域、【○○】…区 斜体は災害対策本部の仕事。囲みなしは実施済みの項目)



2 復興事業完了への取組

実施責任担当課 都市計画課、住宅課 (みどりのまちづくりセンター)	マニュアル更新担当課 都市計画課 (みどりのまちづくりセンター)
---	--

復興まちづくりにおける事業実施～完了段階として、応急仮設住宅の管理・集約・解消への取組、事業完了後を見据えた事業所・住まいの再建支援、さらには復興経験のフィードバック等を進める。並行して、区民からの自発的なまちづくり活動を育成する。特に、コミュニティ再生や高齢者の分野など、事業区域周辺の地域住民も含めて参加するソフトなまちづくりについても促進する。

一目で分かる! プロセスの概略

発災から 6か月以降	住民・事業者の復興まちづくり支援
6か月以降	住まいの意向の継続的な把握・管理
1年前後	応急仮設住宅解消への取組
発災から 1年程度以降	復興経験のフィードバック

▲ 詳細な行動手順は次ページ、または巻末の資料編を参照

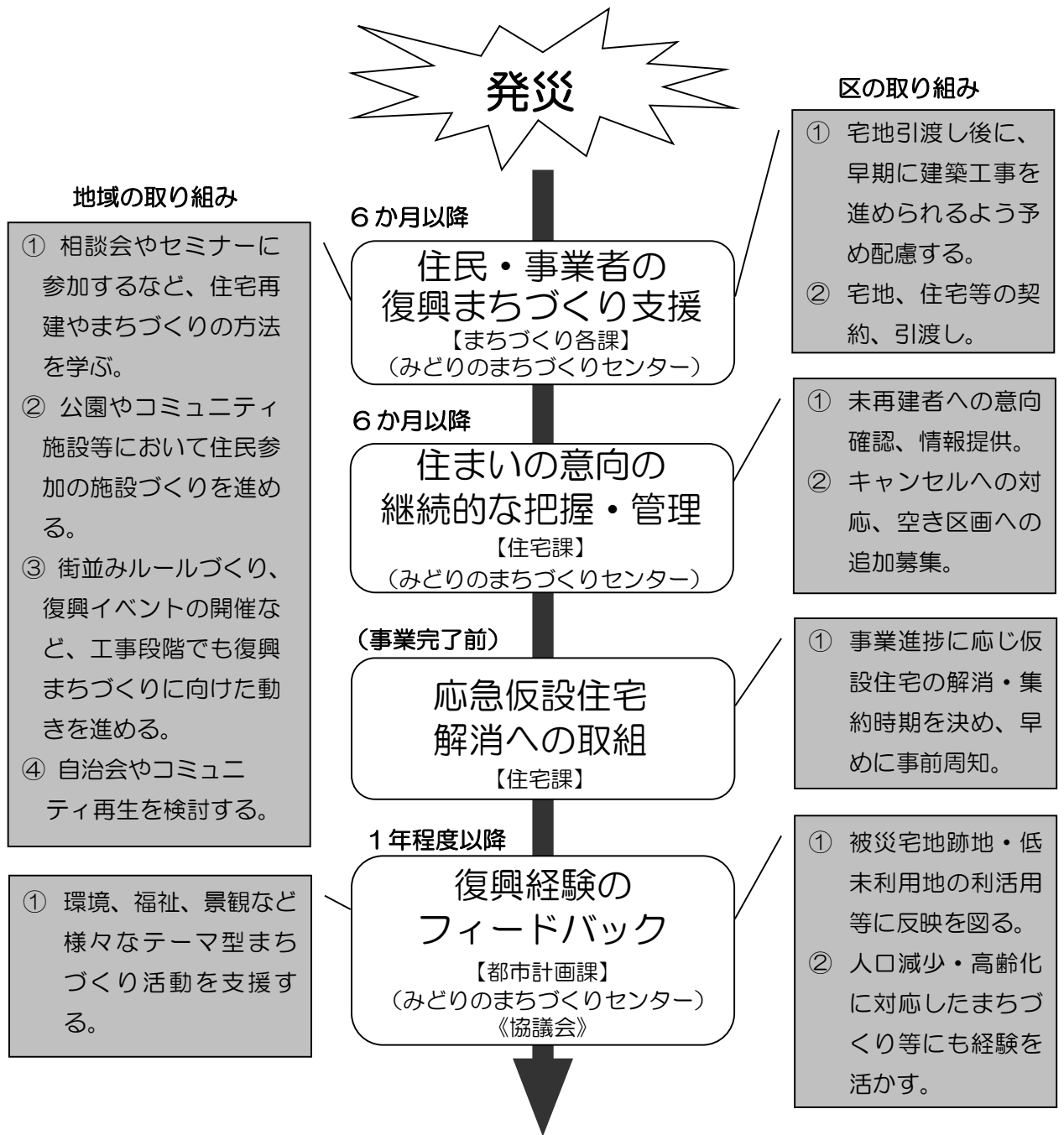
事前
準備

- 環境まちづくり公社とみどりのまちづくりセンターの区民への支援について、協定を締結しておくこと。

留意
事項

- 仮設住宅の解消や集約には慎重・丁寧な説明が必要となる。
- 復興まちづくり活動の事例などを学習し、支援策など検討しておく。
- 事業完了に向けては被災者の実情を踏まえ、申込のキャンセル対応、空き区画等への追加募集の実施が必要となる。

◆行動の手順 (《○○》…地域、【○○】…区 斜体は災害対策本部の仕事。囲みなしは実施済みの項目)



- この項に必要な物品**
- -
 -
 -
 -
 -
 -

☆ この項に関連する資料ページ

- 資料第 022-17 【参考】神戸市真野地区の復興まちづくり活動例

資 154 ページ

